

仙台市水道局土木工事等における週休2日モデル工事試行要領

(令和6年10月11日 給水部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、地域建設産業における週休2日確保に向けた意識涵養を目的として、仙台市水道局が試行する土木工事等の週休2日を推進する工事（以下「週休2日工事」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(適用要領等)

第2条 週休2日工事の実施にあたっての適用基準は、本要領に定めがあるものを除き、国土交通省における工事の週休2日の取得に要する費用の計上に関する各種通知（以下「国通知」という。）を適用するものとする。ただし、本市水道局において別に定めのある場合等、これにより難しい場合については、この限りではない。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日現場閉所適用工事 対象期間において、現場閉所により月単位又は通期で週休2日に取り組む工事をいう。
- (2) 週休2日交替制適用工事 対象期間において、現場閉所を行うことが困難な工事であり、技術者及び技能労働者が交替しながら、月単位又は通期で週休2日に取り組む工事をいう。
- (3) 完全週休2日 対象期間中の各週において土日の現場閉所を原則とし、かつ対象期間内で週休2日を行うものをいう。受注者自ら土日以外にも現場閉所をすることを可能とする。また、事前の指示・協議により災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合等、やむを得ないと認められる場合は土日に代わる現場閉所日を設定できる。
- (4) 現場 工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所（詳細設計付工事における設計業務に係る内業を行う場所及び工場製作を含む工事における製作する場所を除く。）及び設計図書で明確に指定される範囲をいう。
- (5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (6) 現場施工 直接工事費（照査を行うための現場作業（足場設置等）を除く。）に計上されている現場作業を行うことをいう。
- (7) 準備期間 現場施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査又は現場事務所の設置等の期間であり、現場施工に着手した日の前日までの期間をいう。
- (8) 後片付け期間 現場施工が完了した日の翌日以後の測量、後片付け、清掃及び自主検査等の期間をいう。
- (9) 土木工事等 土木工事、プラント設備工事及び電気通信設備工事をいう。

(対象工事)

第4条 仙台市水道局が発注する土木工事等のうち、試行案件として選定した工事を対象とする。

(発注方式)

第5条 週休2日工事の発注においては、原則として週休2日現場閉所適用工事により発注する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、週休2日交替制適用工事により発注するものとする。

- (1) 工事内容を基に工期設定をする性質のものでない通年維持工事
- (2) 特命随意契約による緊急工事（緊急の必要により競争入札に付することができない工事）
- (3) 前2項に掲げるもののほか、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事

(除外規定等)

第6条 次の各号に示す事項については、国通知の定めによらず、当該各号の定めるところによる。

- (1) 対象工事及び発注方式に関する規定は適用しない。
- (2) 適切な工期設定（条件明示）に関する規定は適用しない。
- (3) 公告文・入札説明書・特記仕様書等の記載に関する規定は適用しない。
- (4) 本市水道局において別に定めがある場合を除き、工事成績評価に関する規定は適用しない。

(実施方法)

第7条 発注者は、週休2日工事の実施にあたり、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書等に週休2日工事である旨及び週休2日工事の方式を明示するものとする。

- 2 発注者は、別紙2に基づき工期設定を行うものとし、週休2日現場閉所適用工事においては、原則として、土曜日及び日曜日を現場閉所の日とする。
- 3 受注者は、施工計画書において具体的な実施日等を記載した計画を添付し、発注者へ提出するものとする。

(実施確認)

第8条 受発注者は、国通知を参考に実施の報告及び確認を行う。

(積算方法等)

第9条 発注者は、国通知で定める発注者指定方式による補正を行うものとする。

(委任)

第10条 国通知の適用時期（国通知が改定された際の当該改定通知の適用時期を含む。）その他この要領の実施に関し必要な事項は、計画課長が別に定める。

附 則（令和 6 年 10 月 11 日）

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 11 日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価及び仙台市水道局単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。
(経過措置)
- 3 現に改定前の水道局週休 2 日モデル工事試行要領の規定により週休 2 日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 1 月 29 日）

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 29 日から実施する。
- 2 この要領の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価及び仙台市水道局単価を用いて予定価格を算出した工事から適用する。
(経過措置)
- 3 現に改定前の水道局週休 2 日モデル工事試行要領の規定により週休 2 日モデル工事として発注のなされた工事については、なお従前の例による。

入札公告及び特記仕様書等への「週休 2 日モデル工事」である旨の明示

1. 入札公告への明示

週休 2 日モデル工事は、入札公告に以下のとおり記載するものとする。

入札参加者募集要項【別記】

1. 対象工事の概要 その他

- ・本工事は、週休 2 日現場閉所適用工事の対象工事である。

2. 特記仕様書等への明示

週休 2 日モデル工事は、特記仕様書に以下のとおり記載するものとする。

特記仕様書

第〇条 週休 2 日モデル工事

1. 本工事は、週休 2 日現場閉所適用工事の対象工事である。実施に当たっては、仙台市水道局土木工事等における週休 2 日モデル工事試行要領により行う。要領は、以下によるものとする。

<https://www.suidou.city.sendai.jp>

[トップページ>事業者の方へ>技術管理情報>要領・要綱など]

2. 本工事において、以下の期間は、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間とする。

内容（対象作業等）	期間
〇〇工（No. 3+10R ～ No. 5+5L）	〇日間
〇〇工（P1～P2）	〇年〇月〇日から〇年〇月〇日
〇〇期間中	〇〇から〇〇までの期間

（2. については、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間として、対象期間に含めない期間がある場合に記載。）

3. 本工事は、月単位の週休 2 日の現場閉所を実施する工事として、以下の補正を計上している。

なお、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更し、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

・月単位の週休 2 日

【労務費】 1. 0 4

【機械経費（賃料）】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 3

【現場管理費率】 1. 0 5

【土木工事標準単価】 月単位の週休 2 日の補正係数

【市場単価】 月単位の週休 2 日の補正係数

・通期の週休 2 日

【労務費】 1. 0 2

【機械経費（賃料）】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

【土木工事標準単価】 通期の週休 2 日の補正係数

【市場単価】 通期の週休 2 日の補正係数

土木・配管工事における週休 2 日モデル工事の工期設定の考え方

1. 準備期間

準備に要する期間は 4 5 日を基本とし、工事規模、地域の状況及び工事内容に応じて設定するものとする。

2. 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、日当たり作業量に基づくネットワークにより、一連の作業に必要な日数を算出する。

3. 不稼働日割増率

休祝祭日、天候不順等により、現場の作業が休止することを考慮し、1 箇月 30 日当たり 20 日を稼働日、10 日を不稼働日とする。

不稼働日割増率の算出方法

例：不稼働日割増率 = 1.5 (稼働率 = 66.6%) とする。

4. その他の不稼働日

休日及び降雨・降雪日以外の不稼働日数には、次のことを考慮する。

① 工事の性格の考慮

工事を行うにあたっては、その工事特有の条件がある。その条件によっては、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。

② 地域の実情の考慮

当該工事を行う地域によっては、何らかの理由（例：地域の祭りなど）により施工出来ない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。

③ その他

上記①、②以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

5. 後片付け期間

後片付け期間は 4 5 日を基本とし、工事規模、地域の状況及び工事内容に応じて設定するものとする。